

平成21年度行政評価等プログラム における政策評価テーマ等について

政策評価テーマについて

1 総務省行政評価局が行う政策評価の計画

政策評価法第13条において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降3年間について総務省行政評価局が行う、政策の統一性又は総合性を確保するための評価（政策評価法第12条第1項によるもの）などに関する計画を定めることとされている。

※ また、「政策評価に関する基本方針」（閣議決定）において、統一性・総合性確保評価の対象となる政策の選定については、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえるものとされている。

2 「行政評価等プログラム」との関係

「行政評価等プログラム」は、総務省行政評価局の業務を重点的かつ計画的に実施するため、中期的な業務の基本方針を定めたもの（行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度ローリング方式により見直し・改定）。

（→（参考）「行政評価局の役割と取組方針」参照）

政策評価法第13条に規定する評価に関する計画は、「行政評価等プログラム」に組み込んで毎年度策定している。

3 平成21年度「行政評価等プログラム」策定に係る今後の主な予定

2月17日（火） 政策評価分科会において審議

2月中旬～3月上旬 パブリック・コメントの募集

3月中旬 政策評価分科会において審議

3月末 「行政評価等プログラム」策定・公表

(参考)

行政評価局の役割と取組方針

行政評価局は、政府部内において行政の改革・改善機能を担っており、次に掲げる業務の的確な遂行を通じて、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図ることをその役割としている。

1 政策評価

政策効果を把握・分析して評価を行い、政策の見直し・改善を推進

- ・政策評価制度の推進
- ・総務省が行う政策の統一性・総合性確保評価
- ・各府省が行った政策評価の点検

- 重要対象分野の選定等及び重要対象分野に係る評価の実施の推進
- 規制の事前評価の実施の推進
- 政策評価の結果の予算要求等政策への的確な反映の推進

2 行政評価・監視

各府省の業務の実施状況を調査し、その結果に基づいて勧告等を行うことにより、行政の運営及び制度の改善を推進

- 国民の安全・安心の確保等政府の重要行政課題の解決の促進や簡素で効率的な行政の確保に重点を置いた行政評価・監視の実施
- 早急に改善を要するものについては、機動的に実施

3 独立行政法人評価

政策評価・独立行政法人評価委員会に付与された権限の行使を補佐することにより、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保

- 政策評価・独立行政法人評価委員会が行う、独立行政法人等に係る評価に関する評価活動等を的確に補佐し、同委員会の機能を最大限に発揮

4 行政相談及び年金記録問題への対応

国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、必要なあっせんを行うことにより、その解決や実現を促進
また、年金記録確認第三者委員会の判断結果を踏まえ、あっせんを行うことにより、国民の正当な権利を実現し、もって、国民の不安の解消を図り、年金制度に対する信頼を回復

- 行政相談事案の的確な処理の推進
 - 大規模災害が発生した場合の特別相談活動の実施、行政相談に関する広報活動の充実
 - 年金記録確認第三者委員会の審議の促進を図るとともに、年金記録訂正のあっせん等を推進
- ※年金記録確認第三者委員会は、政令に基づき、年金記録に対する国民の信頼回復を図るため、中央と地方（全国に50か所）に設置。中央では、あっせんを行うに際しての先例となるものを蓄積

政策評価の予定テーマ一覧（案）

政策評価法第 13 条に規定する計画に係るもの

【政策評価】（政策の効果を把握し、政策の見直し・改善を推進する統一性・総合性確保評価）

- 国民の安全・安心の確保、環境問題への対応等政府の重要課題に対応する政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を実施するもの

・ **児童虐待の防止等** 21 年度

（顕在化が著しい児童虐待の防止等に関する政策評価）

・ **ヒートアイランド対策** 22・23 年度

（進行が顕著なヒートアイランド現象の緩和対策に関する政策評価）

・ **食育の推進** 22・23 年度

（不規則な食生活に起因する生活習慣病の増加等に対処するための食育の推進に関する政策評価）

・ **法曹養成** 22・23 年度

（法科大学院と司法試験、司法修習との連携について法曹養成に関する政策評価）

- * 平成 20 年度から引き続き、「世界最先端の「低公害車」社会の構築」、「配偶者からの暴力の防止等」、「バイオマスの利活用」を実施 21 年度

※ 政策評価及び行政評価・監視の平成 22 年度及び 23 年度分については、「年金記録問題への対応」に留意しつつ対応

<参 考>

【行政評価・監視】（各行政機関の業務の実施状況の評価及び監視）

- ① 国民の安全・安心の確保に関するもの

・ 薬物乱用防止対策 21 年度

・ ホームページのバリアフリー 21 年度

・ 製品の安全対策 21 年度

・ 気象行政 21 年度

- * 平成 20 年度から引き続き、「社会資本の維持管理及び更新（道路橋の保全等）」、「食品表示の適正化」、「貸切バスの安全確保」を実施 21 年度

- ② その他効果的・効率的な行政運営の確保に関するもの

・ 地域活性化 I T 施策 21 年度

・ 在外公館 21 年度

・ 職員研修施設 21 年度

・ 食品流通対策（流通コスト削減） 21 年度

- * 平成 20 年度から引き続き、「雇用保険二事業」を実施 21 年度

【参考】

◎行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)(抄)

(総務省が行う政策の評価)

第十二条 総務省は、二以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認めるもの、又は二以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認めるものについて、統一性又は総合性を確保するための評価を行うものとする。

2 総務省は、行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときは、当該行政機関の政策について、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとする。

3 前二項の規定による評価は、その対象とする政策について、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他政策の特性に応じて必要な観点から、行うものとする。

(総務省が行う政策の評価に関する計画)

第十三条 総務大臣は、毎年度、当該年度以降の三年間についての前条第一項及び第二項の規定による評価に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する基本的な方針
- 二 計画期間内において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
- 三 当該年度において前条第一項の規定による評価の対象としようとする政策
- 四 その他前条第一項及び第二項の規定による評価の実施に関する重要事項

3 総務大臣は、第一項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

◎政策評価に関する基本方針(抄)

平成13年12月28日閣議決定
平成17年12月16日改定

(前文)

…政策評価については、各府省が、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本となる。また、各府省とは異なる評価専担組織としての総務省が、府省の枠を超えて、政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、各府省の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う。

これにより、各府省が行う政策評価と総務省が行う政策の評価とは、それぞれに分担する機能を的確に発揮することで、内閣の統轄の下における的確な政策評価の実施を確保するものとする。…

Ⅲ その他政策評価を円滑かつ着実に実施するために必要な措置に関する事項

2 各行政機関が実施する政策評価及び総務省が実施する政策の評価

(1) 各行政機関及び総務省による評価の機能分担

…政策を企画立案し遂行する立場にある各行政機関は、所掌する政策について、当該行政機関の任務を的確に達成する見地から評価を行い、その結果を政策に適切に反映させ、さらに、各行政機関の枠を超えた評価専担組織の立場にある総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地からの評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行い、その結果に基づき関係行政機関に意見を通知し、また、必要に応じ勧告を行う。…

(2) (略)

(3) 総務省の評価活動

総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織として、各行政機関が担い得ない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成でき得ない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、次のような評価活動を実施する。

ア 統一性又は総合性を確保するための評価活動

(ア) 総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、各行政機関の政策についての統一性又は総合性の確保に関し政府として指向すべき一定の方向性を踏まえ、行うものとする。その際、各行政機関の政策それぞれに共通する側面について統一した観点により横断的に評価し、又は複数の行政機関の所掌に係る政策について、その総合的な推進を図る見地から、全体として評価するものとする。なお、関係施策が極めて多岐にわたっている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により評価するものとする。

(イ)これを踏まえ、次の政策について、重点的かつ計画的に評価を実施するものとする(これらの対象の選定について、総務省は、政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「委員会」という。)の調査審議を踏まえるものとする。)。

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策
- ③ 複数の行政機関の所掌に係る政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの
- ④ その他、①から③までに掲げる政策に準ずるものとして、国民からの評価に対するニーズが高く、統一性又は総合性の確保に関し緊急に採り上げて機動的に評価を実施する必要があると認められるもの

(ウ) (略)

(エ) (略)

イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価について、次により、重点的かつ計画的に一連の評価活動に取り組む。

- ① 各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査
- ② 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて政策評価が行われるべきもの又は社会経済情勢の変化等に的確に対応するために政策評価が行われるべきものに関する評価の実施の必要性の認定(必要性の認定に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、改めて評価を行うことの必要性等について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。)
- ③ 上記②の結果に基づき政策評価を実施すべき旨を通知した場合において当該行政機関にゆだねては評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認めるときに実施すべき評価(当該評価の実施に関し、委員会の調査審議を踏まえるものとし、この場合において、委員会は、評価の客観的かつ厳格な実施が確保されないと認める状況について、関係行政機関から説明及び意見の聴取を行う機会を設けるものとする。)
- ④ 行政機関からの要請があった場合において当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときに実施する評価

行政評価等テーマの背景事情等（未定稿）

実 施 年 度	平成 21 年度
テ ー マ 名	児童虐待の防止等に関する政策評価（総合性確保評価）
背 景 事 情	<p>① 平成 19 年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、4 万 639 件に及んでいる。</p> <p>② 児童虐待への対応については、平成 12 年 11 月 20 日に「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）が施行された。</p> <p>その後、平成 16 年には、i）同法が改正され、国及び地方公共団体の責務の改正、通告義務の拡大、警察署長に対する援助要請等の規定が整備されるとともに、ii）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）も改正され、児童相談に関する体制の整備、要保護児童に関する司法関与の強化等が行われた。</p> <p>また、平成 19 年には、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 73 号）により、i）児童の安全確認等の強化、ii）児童相談所長による親権の行使等の規定が盛り込まれた。</p> <p>③ 平成 16 年 12 月に策定された「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」（平成 16 年 12 月 24 日少子化社会対策会議決定）においても、児童虐待により子どもが命を落とすことがない社会等の実現を目指し、全市町村における虐待防止ネットワークを設置することが盛り込まれている。</p> <p>④ このような児童虐待の防止等に関する政策については、関係府省間、関係府省と都道府県・市町村等との間、被害者の保護に関する機関間等の密接な連携の下に総合的な取組が必要</p>
主 な 調 査 項 目	<p>① 児童虐待の防止等に関する関係行政機関の各種施策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 児童虐待の防止等に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	国家公安委員会・警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（未定稿）

実施年度	平成 22・23 年度
テーマ名	ヒートアイランド対策に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① ヒートアイランド現象は、都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象であり、空調機器等からの人工排熱の増加、緑地・水面の減少、地表面の人工化等による被覆、都市構造や地形・気象条件など多岐にわたる要因により形成されといわれている。</p> <p>大都市ではヒートアイランド現象の進行が顕著になっており、昼間の高温化や熱帯夜の出現日数が増加し、住民が高温にさらされる延べ時間が増加している。さらに、同現象は局地的集中豪雨との関連性も指摘されている。</p> <p>② 国は、平成 14 年 9 月、環境省、国土交通省等の関係府省によるヒートアイランド対策関係府省連絡会議を設置し、ヒートアイランド対策に関する国、地方公共団体、事業者、住民等の取組を適切に推進するため、同会議において、「ヒートアイランド対策大綱」（平成 16 年 3 月）を策定している。</p> <p>③ 同大綱において、人工排熱の低減（省エネルギーの推進、交通流対策の推進、未利用エネルギー等の利用促進）、地表面被覆の改善（屋上・壁面を含めた建築物等の緑化等）、都市形態の改善（緑地の保全、緑地や水面からの風の通り道の確保等）、ライフスタイルの改善（クールビズ、冷房設定温度 28℃等への引上げ等）の 4 つを対策の柱とし、さらに観測・監視体制の強化及び調査研究の推進を加えて対策の推進を図ることとしている。</p> <p>④ ヒートアイランド対策については、国、関連地方公共団体、事業者、住民等の連携や取組に向けた認識に差があるとみられ、大綱に記載された具体的施策の進捗状況のフォロー、効果の検証、また、都市政策、交通政策、エネルギー政策等の関連施策との調整が重要である。</p>
評価の観点等	<p>① ヒートアイランド対策に関する関係行政機関の各種施策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② ヒートアイランド対策に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	警察庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（未定稿）

実施年度	平成 22・23 年度
テーマ名	食育の推進に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 近年の我が国の「食」をめぐる状況の変化に伴う栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、新たな「食」の安全上の問題等に対処していくため、平成 17 年 6 月、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現に寄与すること等を目的として、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）が制定された。</p> <p>② 同法に基づき内閣府に設置された食育推進会議が平成 18 年 3 月に決定した「食育推進基本計画」（18 年度から 22 年度までの 5 年間を対象）においては、食育の推進に関する施策についての基本的な方針が定められているとともに、「食育に関心を持っている国民の割合」、「学校給食における地場産物を使用する割合」、「推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合」等 9 項目の目標値や食育の総合的な促進に関する事項として取り組むべき施策等が掲げられている。</p> <p>③ 関係府省は、同基本計画に基づき、「食生活指針」（平成 12 年 3 月策定）や「食事バランスガイド」（平成 17 年 6 月厚生労働省・農林水産省共同作成）の普及・啓発や子供の健康を支援する観点からの食育の推進、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成 17 年 3 月決定）に基づく望ましい食生活の実現に向けた食育の推進、学校教育基本法（昭和 22 年法律第 26 号）の改正に伴い創設された栄養教諭を活用した学校における食育の充実等の各種取組を推進している。</p> <p>④ このように食育については、国、地方公共団体及び国民による取組を総合的かつ計画的に推進することが求められている。</p>
評価の観点等	<p>① 食育の推進に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 食育の推進に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	内閣府、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、都道府県、市町村、関係団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。

行政評価等テーマの背景事情等（未定稿）

実施年度	平成 22・23 年度
テーマ名	法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価（総合性確保評価）
背景事情	<p>① 国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められている。</p> <p>② 平成 14 年 12 月に、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的として、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）が制定された。</p> <p>同法においては、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図ることとされている。</p> <p>③ 法科大学院への入学試験は平成 16 年度に開始され、18 年度には法科大学院修了者が初めて新司法試験を受験する状況となっており、20 年 1 月現在、全国に 74 校（国立 23 校、公立 2 校、私立 49 校）の法科大学院が設置されている。</p> <p>また、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度（例えば約 7～8 割）の者が新司法試験に合格できるよう努める（「規制改革推進のための 3 か年計画（改定）」（平成 20 年 3 月 25 日閣議決定））などとされている。</p> <p>④ 一方、法科大学院修了者の新司法試験合格率は平成 20 年 33%（注）で、合格者ゼロの法科大学院があるなど、法科大学院教育の在り方が問われている等の指摘がある。</p> <p>（注）平成 17 年度の法科大学院修了者 2,176 人のうち、18 年、19 年及び 20 年の新司法試験に合格した者は、合計で 1,504 人（69%）</p>
評価の観点等	<p>① 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策の現状及び効果の発現状況等を調査・分析</p> <p>② 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、全体として評価</p>
調査等対象機関（予定）	法務省、文部科学省、大学（法科大学院）、関係機関・団体等

※ 上記の各欄の内容については、変更があり得る。